

県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業業務委託仕様書（案）

農業政策課 農産物マーケティング室

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和3年度県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業の業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

令和3年度県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が生じている県産食材を学校給食へ供給するための事務及び、県産食材の新たな販路拡大に資する取組みを支援する業務を委託し、迅速かつ効果的に処理することを目的とする。

3 委託契約期間

委託期間は契約締結日から令和4年2月28日までとする。

4 委託契約書

別紙のとおり

5 業務内容

(1) 学校給食への食材提供

県産牛肉、信州サーモン、信州黄金シャモ等の県産食材を学校給食へ提供するために必要な学校給食センター等と食材納入事業者との給食提供日程の調整、食材納入事業者への食材代金の支払い業務。

ア 対象とする学校給食センター等（上限）

- ・牛肉、信州黄金シャモ：300施設
- ・信州サーモン、ニジマス、鯉：70施設（上記牛肉提供300施設に含まれます）

イ 学校給食センター等へ対象とする食材を納入している事業者（上限）

- ・牛肉：80社
- ・信州サーモン、ニジマス、鯉：3社
- ・信州黄金シャモ：5社

ウ 給食での食材提供（対象食材）

- ・牛肉は、1人、1回、1品を提供
- ・信州サーモン、ニジマス、鯉、信州黄金シャモの中から地域限定で1人、1回、1品を提供

エ 給食提供時期（期間）

令和3年9月～令和4年1月（5か月間）

オ 給学校給食センター等と食材納入事業者との給食提供日程の調整作業。

- ・給食センター等への調整結果の通知、納入事業者への発注確認、問い合わせの回答
- ・食材納入事業者への調整結果の通知、納入確認、問い合わせの回答、食材代金支払い
- ・業務手順（食材供給の希望調査要領）は、別途定める

(2) コロナで影響を受けている県産食材の新たな販路拡大

- 地産地消フェアの運営（地産地消フェアの事務全般、販売促進資材等の作成・配布、先行施設における地産地消フェアの運営と情報発信）
- 県産食材プレゼント企画の実施

ア 地産地消フェアの運営

(ア) 受託者は、直売所等での地産地消フェアの実施に係る事務全般（対象施設募集、施設選定委員会の開催、販売促進資材等の作成・配布、提供食材代金の支払い等）及び、当該事業の効果発現に向けて、直売所等で実施する地産地消フェアを開催する。地産地消フェアの開催にあたり、下記の a～c に留意して効率的な運営を実施すること。

a 対象施設

- ・県内の直売所、スーパー、ホテル、旅館、飲食店等 100 施設（うち 5 施設を先行施設とする）

b 対象施設の選定

- ・受託者は公募により対象施設を募集し、選定委員会において対象施設を選定する
- ・選定にあたっては、農産物マーケティング室が別に定める施設選定基準に基づき選定すること
- ・選定した結果については受託者から、応募のあった施設に通知を行うこと

c 食材購入費の支払い

- ・地産地消フェアの対象品目食材を納入している事業者に対して、対象品目 1 品目あたり仕入れ額の 1/2 以内・上限 100,000 円（税抜き）相当額の食材の購入費用を支払う
（※対象品目：県産牛肉高級部位、信州サーモン、信州黄金シャモ、米、そば（対象基準は別途定める））
- ・食材購入費用の支払い事務は農産物マーケティング室が別に指定する方法で行うこと

(イ) 販売促進資材等の作成・配布

受託者は、販売促進資材等の作成に係る事務全般（デザインの作成、PR 資材の作成、ノベルティの作成、地産地消フェアの実施に併せて施設への配布等）を行う。

実施にあたり、下記の a～d に留意して効果的な方法を実施すること。

a 資材デザイン

- ・事業への注目度を高めるため、統一感があり、目を惹くデザインを作成すること
- ・Web や SNS においても使用可能なデザインとすること
- ・別紙「農政部におけるエシカル消費の考え方」を踏まえ、エシカル消費の視点をデザインに盛り込むこと

b PR 資材の作成

- ・取組を効果的に発信するため対象施設に配布する PR 資材を作成すること

c ノベルティの作成

- ・フェアに訪れた消費者に配布するノベルティを作成すること

(ウ) 先行施設における地産地消フェアの運営及び情報発信

受託者は、先行施設における地産地消フェアに係る事務全般（先行施設が実施する地産地消フェアの支援、メディア等を活用した広報 PR 等）を行う。

実施にあたり、下記の a～b に留意して効果的な運営を行うこと。

a 先行施設での特別コーナーの設置

- ・先行施設での地産地消フェアについて、他の 95 施設のモデルとなるような企画を実施すること

b メディア等を活用した広報 PR 活動の実施

- ・地産地消・エシカル消費を発信するため、テレビ局とのタイアップ企画、新聞広告、Web・SNS 等を活用した、効果的な情報発信を実施すること

イ プレゼント企画の実施

受託者は、プレゼント企画（オープン懸賞、Web 企画可）の実施に係る事務全般（募集、集計、抽選、賞品手配・発送・支払、等）を行う。実施にあたり、(ア)～(ウ) に留意してプレゼント企画を実施すること。

(ア) プレゼント内容・規模

- ・信州プレミアム牛肉、信州サーモン、信州黄金シャモ、米、そば（対象基準を別途定める）

- ・当選者は、各品目 200 名とする
- ・調達費用は送料発送手数料等込とする

(イ) 応募方法、効果的な告知、商品の魅力発信等

- ・効果的な広報、商品の魅力発信に向けた企画とすること
- ・オープン懸賞とするが、県産食材「食べて応援」に対する取組みの条件を付すこと

(ウ) その他

- ・プレゼント企画は、第一弾、第二弾と複数回に分けて実施すること（販路拡大活動全体のパッケージに合わせ、最も効果的な打ち出し方を実施すること）

ウ その他

- ・実施スケジュール
 - (ア) 販売促進資材等の作成 委託契約日～令和 3 年 10 月下旬
 - (イ) 先行施設における地産地消フェアの実施及び情報発信 委託契約日～令和 4 年 1 月下旬
 - (ウ) その他の施設における地産地消フェアの実施 委託契約日～令和 4 年 2 月下旬
 - (エ) プレゼント企画の実施 令和 3 年 10 月～令和 4 年 2 月下旬

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

8 対象経費

- (1) 本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。
 - ア 学校給食、新たな販路拡大のための食材費
 - イ 販促資材作成費
 - ウ 地産地消フェア設営、運営費
 - エ 広報PR活動費
 - オ プレゼント企画・プレゼント食材費
 - カ その他事業実施に必要な経費
- (2) 本業務委託の対象とならない経費は、以下のとおりとする。
 - ア 機械・機器等購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 施設や設備を設置または改修するための経費
 - エ 飲食にかかる経費
 - オ その他、事業と関連が認められない経費
- (3) 一般管理費
事業経費の合計額の 10%以内であること

9 成果品の帰属

- (1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 本事業成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。

また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

10 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

(3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

(1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りでない。

(2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

(1) 受託者は、新型コロナウイルス感染症の状況を常に考慮し業務を実施すること。また受託者は、関係各所と緊急事態宣言やまん延防止等重点処置が発令された場合の対応を協議し、委託者に了承を得ることとする。

(2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること

(3) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない

(4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める